

平成28年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月10日 午前10時00分		
	延 会	3月10日 午後2時19分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與那嶺 好 和	9	山 城 太
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福 祉 保 健 課 長	仲 村 美 奈 子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	総務課副主幹兼総務係長	我那覇 隆 文
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成28年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 4 号

平成28年 3 月10日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 7 号	今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第 9 号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第 10 号	今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議案第 11 号	今帰仁村行政不服審査会条例の制定について	質 疑
5	議案第 12 号	今帰仁村行政不服審査関係手数料条例の制定について	質 疑
6	議案第 13 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	質 疑
7	議案第 14 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	質 疑
8	議案第 15 号	今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	質 疑
9	議案第 16 号	今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について	質 疑
10	議案第 17 号	今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について	質 疑
11	議案第 18 号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
12	議案第 19 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
13	議案第 20 号	土地の取得について	質 疑
14	議案第 21 号	北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について	質 疑
15	議案第 22 号	沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について	質 疑
16	議案第 23 号	平成28年度今帰仁村一般会計予算について	質 疑
17	議案第 24 号	平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	議案第25号	平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
19	議案第26号	平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	質 疑
20	議案第27号	工事請負契約について	質 疑
21	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	質 疑
22	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	質 疑

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第7号 今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

休憩します。

(休憩時刻 午前10時01分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前10時02分)

日程第2.「議案第9号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第9号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

提案理由には、保育行政の強化推進に伴い改正する必要があるため、この議案を提出します。とありますけれども、第2条第4号中、「45人」から「46人」に改めるとありますけれども、これは保育所だと思うんですけれども、今保育士は全体で何名おられますか。それと正職員と臨時職員等があると思いますので、正職員が何名、臨時が何名か、お伺いします。それで待遇面ですね、どのような待遇になっているのか。今、問題になっていてマスコミ等も騒いでいますけれども、これによって待機児童が全部解消できるのかどうか。本土では保育所を落ちました云々で国会前の騒動もありますけれども、申し込みをしたら若いお母さんたちが保育士に預けて仕事に行ける状況になりつつあるのか。現状はどうなっているかのお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの1番議員の質疑についてご説明いたします。

現在の保育士職員数についてのご質疑ですが、正職員は現在、調理士含めて22名です。また、嘱託員、臨時職員、賃金職員については合計で42名、正職員と非正規職員を含めると64名の人数になっております。また、非正規職員の待遇面につきましては、新規保育士ですね、資格は持っていますけれども、保育士としての勤務の経験がないものにつきましては16万5,000円からのスタートになっておりまして、採用から5年までにつきましては、ベースアップという形で毎年給与が上がる形になっております。そのベースアップ額に関しましては、職員の給与表の基準の換算の分を宛てがっておりまして、若干毎年変動があります。なお、臨時職員に関しましては、保育士経験があるものに関しましては、前歴換算等も踏まえまして、その職の経験年数に宛てがった基本給からスタートという形になります。待機児童の解消につきましては、保育士の確保が必要不可欠となっております。現在、全国的に保育士の資格は持っているにもかかわらず、保育士としての勤めるということをとめらっている状況などがありまして、どの自治体におき

まして保育士不足が顕著になっているという状況にあります。これは、いわゆる一つの理由として待遇面の状況が非常に悪いというところがありまして、保育士への就職についてためらいがあるというところが考えられているようですけれども、本村につきましては昨年ですね、嘱託員という身分に置きかえまして、給与面につきましても若干改善がなされていると思っております。それに基づき募集をかけておりまして、次年度の保育所の運営につなげていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で大体わかってきましたけれども、ほんとに保育士の仕事は、役場の事務の職員とは私は変わると思います。私も孫を子守りするのは難儀で、おかあにだけ任せていましたけれども。多分みんなそうだと思うんですね。事務職員と保育所職員の云々で待遇が改善されない限りは、今課長が説明したとおり全国的にできるけどやらないという形にいると思います。また、やりたいけどできないという人もいると思うんです。県もいろいろ緩和して指導をしながら、保育士の増員体制に取り組んでおりますので、ぜひ今婦仁村も若い職員を育てるためにも保育士、県にもどんどん行かして、多くの方がこういうのに取り組んでいけるような状況もつくるべきだと思っています。そうしないと、旗は上げたけれども中身が伴わない。少子化対策ということですが、一番やるべきこと、保育士がいなければ、もう1人子供を産もうという状況にもなりませんので、条件整備をしないと少子化対策にはつながらないと思っていますので、末端からそういう取り組みも必要ではないかと思っています。東京みたいにマンモス都市で多くの待機児童がいる場所と違って、我々は子供80名から100名弱しか生まれていないと思っていますので、待機児童がないようにするには保育士の環境を整えて、賃金も最低賃金ではなくして、次の議案にもありますけれども、一括交付金の使い勝手もいいように、今婦仁村は人材を持って財産とすると云々の言葉だけではなくして、そういう活動にいい予算を充てるようにできたらせつかく一括交付金がありますので、こっちの面から予算も根回して、幾らでもベースアップして、難儀に見合った手当てをやらない限りは、保育士いないからお願い、お願いと言っても、これは来ないと思っていますので、ぜひ現場の声を聞きながら、これは特別な仕事だと私は思っておりますので、待遇改善をしなければ絶対職員は集まらないと思っています。臨時でも、正社員でも。庁舎内の場所とは違いますので、その点で今後取り組んでいただきたいと思っていますので、再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時11分)

宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑にありましたように保育士の処遇改善につきましては、他市町村の状況も勘案しながら協議、検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ただいま課長から答弁がありました。ぜひ、難儀に見合った手当てをつけながら、保育士の人員を確保しながら待機児童がいないように、ほんとに子育て支援が、今婦仁村で子供を産んでよかったというような若者がふえてくれればなということになります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第9号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について。

第2条第4号中、45人を46人に改めるということでもありますけれども、新しく増員する保育士の配置、場所ですね。役割とか、どういうふうになっているかお伺いしたいと思います。例えばどこかの保育所に配置するのか、あるいは専門委員みたいな何か置いてやるのか。具体的にその職員の配置はどのように考えているかをお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時13分)

宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの6番議員の質疑についてお答えします。

今回の定数条例の増につきましては、保育所に配置という形で考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第9号について質疑をいたします。

提案理由のほうに、保育行政の強化推進に伴いであるんですが、これの強化推進というものの具体的な説明を求めます。それと1人増となっているのですが、1人増で間に合うのかどうか、その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの9番議員の質疑についてお答えします。

人員増による強化推進になりますけれども、保育士の現在の職員配置につきましては、全体の職員に対する非正規職員の割合が非常に高いということもありまして、この辺につきましては、これまで今帰仁保育所の新設に伴う定員増、さらに仲宗根保育所の低年齢児、ゼロ歳から2歳の定員増も踏まえた中で、さらに定員の弾力化という形で、これまで以上に子供たちの受け皿を広げております。そういう中で退職者の不補充として、臨時的任用に非常に頼っていた部分もあると。そういう中で今回職員を1人増にして、これまで以上の体制の強化を図りたいという考えであります。また、現在1人増で間に合うかというところのご質疑になりますけれども、現在子ども・子育て会議の中でも協議をしておりますけれども、公立保育所の民営化が平成30年4月の開園を予定して、2園開園予定しております。その後、翌年には認定こども園の開園。公立で担う幼児保育施設につきましては2園になるというところもありまして、その観点から含めて今回1人増という形にしております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 非正規から1名を正規の職員にするというのが強化推進というふうに受けとめたんですが、非正規ではやっぱり難しいんですかね。この保育行政の強化推進に対してですね。多分そうですね、1番議員が言う責任とかそういった、もろもろが入ってくると思うんですが。これは決して悪いことではないです。逆にもっとふやしてほしいとは思っています。その辺の答弁ですね。それと1人増の分、これいつ募集とか、採用の通知とか、その辺の日程ですね。その辺はどうなっているか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時24分)

- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時24分)
宮里 晃幼保連携推進室長。
- 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。
非正規ではいけないのかというご質疑になりますけれども、これまで退職者不補充で臨時的任用職員を活用した形の行政改革を進めてきた中で、やはり受け皿の定員がふえてきているという部分につきましては、臨時の職員、もしくは正職員どちらを宛てがうのが望ましいかということになると、やはり正職員だと考えております。職員の採用につきましては、今回の退職者に伴う採用試験を昨年実施しておりまして、その中から登用という形で考えております。それでも不足する臨時的な保育士に関しましては、昨年の12月ごろから含めまして募集をかけているというところです。これに関しましては産休代替とか、そういった部分も含めてなんですけれども、募集をかけている状況にあります。その中から選考をしていくというところで考えております。
- 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。
- 教育長 新城 敦君 9番山城議員の質疑に補足をいたします。
定数内の1名の保育士については合格採用通知を出しております。もう1名については、定数増の条例が可決されないと採用に至りませんので、1人は条例の可決をもって、採用通知を出す予定にしています。
- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時27分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時29分)
ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希君 議案第9号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について。
再三、同僚議員からもありますので、保育行政で保育士を1人ふやして、今回退職者も含めて2人採用ということで大体理解しておりますが、先ほど調理士込みで22人という話であったんですけれども、各クラスに出ている現場の職員ですね、と言うのは園長、主任という人たちを抜いてしまうと、この人たちは多分現場に出られないと思うので、実際に現場で活動されている正規職員の数を伺います。
- 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。
- 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの2番上原議員のご質疑についてご説明いたします。
実際クラスを持っている現場での保育士の正職員の数につきましては、12名でございます。
- 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希君 この条例を改正することによって、13名にふえるということになると思うんですが、割合的にも非正規が42人でのうち、概略半数が正規になっていると。多分この正規と非正規はやっぱ責任の重さが違うという部分で、待遇面ですね、もちろん賃金とかは非正規よりももらっているだろうとは思いますが、休みとか、その福利厚生の部分、年休等の処理とかについても、なかなか非正規と比べると処理している割合は相当少ないのかなというふうに現場の声としても聞いたことがあるんですが、この1人をふやすことで、どれほどの改善を見込んでいるかどうか答えられる範囲で伺います。
- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑についてお答えします。

正規職員の1人増になりますけれども、職員の配置は村内、公立保育所4園のうち1園に配置されることになります。正規職員が1人配置になりますけれども、基準に伴って保育士の数は決まっておりますので、正規職員が採用されることで、これまでお勤めいただいていた非正規職員の数が1人減るという形で、職務の状況に関しては大きく変わることはありませんけれども、ただし、年休の取得が非常に厳しい状況にあるということではありますが、それに関しましては年休を取得する職員にかわる代替職員、年休代替職員を確保して、年休取得率の向上につなげたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 先ほど同僚議員の質疑の中でも非正規雇用も含めて、今募集中という話もありました。今選考中だと話であるんですけども、もちろん代替職員の採用も含めて、人がいないとそういう環境というのは整わないのかなと思っているんですけど、その辺ですね、そういう応募者とか、申請者というのは今どれほどいて、実際どれほど採用する予定なのか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑についてお答えします。

現在、保育士の募集につきましては、広報やハローワーク等で照会をしていただいて、3月10日、本日が締切日となっております。現在のところ保育士確保数に関して応募者が1人足りないという状況にありますけれども、本日の申し込み状況を持って、不足である場合には保育補助を宛てがうということも含めて考えていきたいと思っております。もちろん、その後につきましても継続して公募をかけるという状況も踏まえて、検討しているところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの2番 上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 まだ1人足りないという、実際求めている人数に対して、まだ達していないという話ではありますが、補助も含めて、柔軟に対応していくということでもありますので、待機児童も8人出ているという状況の中で、保育士をしっかり確保するということは大事なことなのかなと思いますので、その辺ですね、今後ともすばらしい人材が確保できることを求めまして質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第3. 「議案第10号 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第10号 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由、子ども・子育て支援に関する事業の充実及びうるおいと安らぎのむらづくり応援基金の有効活用に資するため、この議案を提出します。とあって、次のページに第2条第1号から第5号まで、次のように定めるということがあって、1番目には、未来を担う子どもの育成及び子育てに関する事業。2番目が、美しい自然の保全と地域資源を活かした観光むらづくり及び地域産業の振興に関する事業ということで、これは村長が前々からうたっている農業と観光を結んだむらづくりとっております。3番目には、世界遺産・今帰仁城跡の保全並びに教育、文化、スポーツ活動の充実に関する事業。4番目には、健康で安らぎのある福祉のむらづくり並びに村民主体のむらづくりに関する事業ということで、今帰仁村は25%ぐらいは65歳以上だと思っておりますので、4番目も大事だと思っておりますけれども。5番目は削除ですので、この1号から5号まで。一番上に載っているのは、未来を担う子どもの育成及び子育て支援に関する事業に予算を使いたいと出ておりますので、さっきの9号とちょっと関連しますけれども、ぜひ、その予算から使って、保育の現場にいるメンバーの仕事内容に合った賃金云々もいろいろ出ましたので、待遇の改善ですね、できると思っております。極端に言えば、保育臨時手当みたいな感じで、保育士も。通勤手当等もありますので、保育士の現場に合った手当を条例で可決して、極端に言えば事務職員よりも私は保育所職員は難儀だと思っております。と言うのは子供を相手にして育児云々で、いろいろあるお母さんたちもいますので、自分もそういうのは関係してきましたので、極端に言えば同じ臨時職員、嘱託職員とかの中で、保育士に500円、1,000円プラスした場合は、私は集まると思っております。みんな同じ一律にする必要はないと思っておりますので、こういう予算から計上して、手当てみたいなものをつくって、保育士が働きやすい現場をつくるのも我々の役目だと思っております。そうでなければ、いつまでたっても同じ言葉の繰り返しだと思っております。子供の育児云々が充実すれば、若いお母さんたちはいい村だな、またもう1人産んでみようかな、または今帰仁に移住して、今帰仁で子育てをしてみたいなという方が出てくると思います。移住促進にもつながるし、国頭村もこれでやっています。きのうの新聞を見てみたらですね。ぜひ、我々も子育て、子供をつくってくれる環境整備をするのが今の義務だと思っておりますので、これは少子化対策にもつながってきますので。これは村長に答弁を求めたいと思います。この予算を使いながら、ほんとに人材を持って財産とする。子供をつくれるのか、我々はですね。言葉ビカー、チャーナラビティ、一人歩きしていますので、実際ほんとに金をかけて、子育てのために子供を1人でも多くつくってもらうために、みんなでやるべき課題、これは今帰仁村だけではないですよ。国全体でやるべきことですので、今帰仁村から一歩リードして、やんばるのメンバーに手本を見せるためにも、ぜひやってもらいたいなと思っておりますので、これについて答弁を村長に求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時43分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の中で、これまで1から6番までありましたけれども、今回、1から5に縮小しております。その中で、これまではなかった1番の未来を担う子どもの育成及び子育て支援に関する事業というのが、これまでの条例にはなかったわけでありまして。そういう中で

先ほど質疑にもありましたけれども、村長としては子育て支援をしっかりとやりたいという中で、今回この1番の項目をふやしております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 いいことだと思っていますので、1番に未来を担う子どもの育成及び子育て支援に関する事業と言うんだけど、この事業の内容として私は保育士の云々もということによっておりますので、課長に答弁を求めたいと思います。現場の保育士がほんとに今婦仁村で子育てをするための保育士が、今人数は大体足りているという話があるけれども、改善ですよ、私が言うのは。別の市町村とちょっとは変わった改善も必要だと思っています。はっきり言って事務臨時職員と、向こうの子供たちを育てる現場は大変な現場ということで認識していますので、ちょっと手当てみたいなものができたら保育士の確保もよくなるのではないかとということで質疑をしていますので、この点で今後考えるかどうか。改善をどのようにやっていくのか。こういう予算を使いながら改善につなげていくのか。この育成ですね。子育てにということで答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時47分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの1番與儀議員のご質疑について説明します。

議員の質疑の中で処遇改善に対する措置として、ふるさと納税が使えないかというご質疑でございますけれども、処遇改善について、この基金で対応するという事はなかなか難しいことであると思います。なぜかと言いますと、基金の趣旨としまして、そういうものには向かないということでございます。そのために村長が政策として1番に上げています子ども・子育て育成ということで、そういう部分で新しい施策ですね、それに対する手当ては平成28年度の事業でも手当てしております。今朝の新聞にも琉球新報にありました基金ですね、子育て、そういうものも、その手当てをしていくということでございます。そしてもう1点、誤解のないように説明しますと、今の保育士の臨時職員、賃金職員に対する待遇改善については、平成27年度から臨時職員では処遇がいまいちということですので、嘱託職員ということで1年間の雇用ということをきちとうたって、身分の保証等々をしております。臨時賃金だどうしても半年、半年という雇用形態がありますので、その辺の雇用の形態の改善もしております。そして他市町村との賃金格差ですね、それも村長の政策ですので、ほかの市町村と肩を並べるか、それよりもいい待遇ということを目指しております。そして一つの例で言いますと、一時金ですね、期末手当等々に関しても率から言っても近隣市町村と比べても遜色がなくて、上のほうなんですね。また交通費とか、そういう部分も手当てをしていますので、その辺に対しては劣っているということはないと思いますので、肩を並べるか、それ以上ということは自負しているところでございますので、その辺はご説明をしておきたいと思います。今後ともそういうものは改善をしていくというのは大変必要ですので、全体とのバランスもとりながら改善ということはしていく必要があるのではないかなと、ご説明をしておきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で大体わかりました。劣ってはいけないんですよね。肩を並べるべき

なんです。それよりプラスアルファで一步前進してもらいたいです。待遇面をですね。これについての未来を担う子供の育成及び子育て支援に関する事業というのがあるんですけども、どんな事業が具体的に今後なされていくのか。できる範囲で説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてご説明いたします。

今回、これは平成28年度の一般会計の予算でどういった手当てをしているかということなんですけれども、一例を挙げますと、健やか子育て支援とか、児童の健診で歯科健診とか、乳児健診、不妊治療等々、また留学貸付金貸与事業等々がございまして、それに平成28年度事業で手当てをしていくような計画をしております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 議案第10号 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

いろいろ改正されているんですけども、この改正された理由と、改正後に望むことですね。これを質疑いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの5番與那議員のご質疑についてご説明いたします。

今回のふるさと納税の寄附金条例の改正の主な点は、2点ございます。1点目は村長が大きな政策の中で子ども・子育て支援を全面的にバックアップしていこうということで、第1番目に子どもの育成及び子育て支援に関する事業ということを持ってきております。2点目は、これまで6つの寄附金の項目がございましたけれども、その中である面ではご寄附をなされる方が、ある一つの項目に偏ったりして、なかなか現場というものと、ご寄附者との意思疎通が図れない部分がありますので、その辺がご寄附をした方と、また村との意思疎通を図るため、もう少し項目を広げて、用途を広げるようなそうした政策の柔軟性と言いますか、それを図るために改正しております。今後はこの5項目に対してアピールしていくことが肝要であると思います。ただ一言申し上げますと、平成27年度末まで6項目でご寄附をしていた方に対しては、従前の例によってやると。新年度からは5項目の項目を公表して、それにご寄附をいただくというふうな手順になっております。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 今回から子ども・子育て支援に対して力を入れていきたいということでしたので、これは寄附者がこの項目に対して寄附をしないと使える金も入ってこないわけでありますので、ぜひですね、この辺寄附をされる、5項目全てなんですけれども、バランスよく寄附できるような対策をとっていただいて、年間通してありますので広告を打ったり、いろんなことができますので、これはぜひ、重々検討をしながら進めていただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

休憩します。

(休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時10分)

日程第4. 「議案第11号 今帰仁村行政不服審査会条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 議案第11号 今帰仁村行政不服審査会条例の制定についてということで、新しいのが出ましたけれども、これは11号、12号、13号と関連することだと思っていますけれども、今後、県から権限移譲云々が出てくる可能性があります。また来ていると思っていますので。農地法云々がですね。あのときに除外とか、転用とかでいろいろトラブルが今まで起こってきておられますので、そういったときに処理する審査委員の5名弱のメンバーをつくるという形だと思うんですけども、これは沖縄県だけなのか。全国的にそういう条例改正がなされているのか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの1 番 與儀議員のご質疑に対して説明いたします。

これは行政不服審査法の全部改正ということで、法律の改正によって、新たに行政不服審査会を設けなさいということですので、沖縄県とか、村の独自の話ではなくて、全国的にこの条例を制定するというところでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 今後トラブルが起きた場合は、村部局だけではなくして、こういう方たちの意見、審査を入れながら対応をしていくという形だと思うんですけども、去年も古宇利から総務課に来て、ワッタートクル、道ツ克蘭タラー デージドー云々言ってですね、賠償責任の話もありました。担当した職員もいますけれども、道が悪いから車がいろいろトラブルになったときは賠償責任を請求する云々を言う人がいますけれども、それに伴って農地法も、お家をつくるけれども何で除外できないか、転用できないか、いろいろトラブルがあるんですよ。そのときにこういう方たちが表になって、その方たちの処理を賄うのか。行政にかわってですね。この内容をもし詳しくわかれば、一番これいい条例と思うんですよ。みんな役場の総務課にいっぱいトラブルありますけれども、外部から行政のサポートという形で、そういう不服申し立て云々に対応するのが、このメンバーが主体になるのか。行政はサポートする役目なのか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑に関してご説明いたします。

まず、誤解のないようにしていただきたいのは、1 点目の要望、要請に対する処分ではなくて、一つの行政処分に対する、審査請求に対する不服審査会を設けるということです。例えば税の課税をいたしますと、それに対する処分に対してどのような処分を受けた方が審査を要求するということに対して、今設けてあります不服審査会、第三者委員会を設けて、そこで諮問して、答申を受けるという手順を設けなさいということでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 1 番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 不服云々にはいろいろな種類があると思うんですね。村民からいろいろ苦情、不満もあるんだけど、そういったものまでは適用しないということで理解してよろしいですか。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑に対してご説明いたします。

考え方はそのように考えて、処分に対する審査請求ですので誤解のないように、よろしく願います。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第11号 今帰仁村行政不服審査会条例の制定について質疑をいたします。

ただいま同僚議員から質疑もありましたけれども、これは52年ぶりの抜本的な改正だというふうに認識をしております。たしか、これ平成26年に交付されておられるかと思えますけれども、例えば行政処分に対する不服が対象であるというふうに今答弁がありまして、例えば課税ですね、あるいは追徴とか、そしてまた許認可の問題いろいろあるかと思いますが、それと生活保護とか、そういうものが分野に入ると思うんですけれども、あくまでもこれは国民、村民に不利益が生じないための制度であるというふうに認識をしているところです。そこで本村においても52年ぶり、改正前と改正後の対照表と言いますか、どういったところが大きく変わったのか。それと、これまで行政不服に対する案件がどれぐらいあったのか。どういう対処をしてきたのか。その点、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいま10番、久田議員のご質疑に対してご説明いたします。

まず、2点あったかと思えますけれども、1点目は大きな改正点と、これまでの経過という質疑だったと思えます。1点目の改正点は、これまでは審査請求があっても処分を行った、例えば役場なら役場への不服審査ということでございましたけれども、大きな改正点はこれを受けて第三者委員会を設けなさいと。第三者委員会というのが、今ご提案しております行政不服審査会というのを設けて、そこで諮問、答申をやっていくということでございます。もう1つ大きな変更点は、12月議会でも行政手続条例の一部改正がありましたけれども、そのときもご説明をいたしましたけれども、大きな点は、これまでは処分を受けた当事者からの不服があったんですけれども、それが拡大されて、当事者だけではなくて国民、村民も訴えができるというのが大きな点でございます。もう1点、これまで村内にこういうきちっとした形の不服審査があったかと言いますと、これまでのところ私の把握しているところでは、これまではございません。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま答弁ありましたけれども、第一義的には村民に不利益を生じさせないと。ある意味では取り消し、あるいは不服申し立てを求めるような手続を定めた制度だというふうに認識しております。そこでめぐりまして、条例の第3条からですけれども、委員会は委員5人以内をもって組織すると。そして第4条の委員は審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法律もしくは条例、または行政に関しての優れた識見を有する者のうちから村長が委嘱するということがうたわれています。例えば5人を審査員として宛てがうわけですか。どのような方々を宛てがっていくのか。さらにめぐりまして、附則、この条例は法の施行の日から施行するとありますけれども、これはいつから、

もう日付は定められていると思いますけれども、これはいつから施行されるのか。この件をお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑に対してご説明いたします。

まず、5人の委員の構成メンバーとしまして、今想定されるということでお答えしておきたいと思いますが、不服審査会は常設ではなくて、その案件が出た場合に案件ごとに設置していきたいということを第1条でうたっております。その中で5人のメンバーとしましては、法律関係の大学の先生等々を予定しております。あとは村役場からの立場としまして、副村長なりを入れて、あと3名の有識者でございますけれども、その中で村民の方で、そういう法律関係といいますか、それにたけている方とか、また住民の代表としまして区長会あたりの会長なりを入れたらどうかと、今思案を持っております。今後これから庁内的にも議論をすべきところであろうと思いますけれども、これはあくまでも今の条例が施行されて、議決された後、また議論されるべき課題であると思いますけれども、今のところはそういうふうと考えております。最後の法の施行の日からということでございますけれども、平成28年4月1日でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま課長から答弁をいただきました。これは4月1日からの施行ということで、思案を練っているというところでありまして、大学教授、そういう方々の識見者を宛てがうという答弁がありました。今後そういう案件が出てきた場合、かかる能力と、この審査委員というのは意見書を、大きくこれは左右されるかと思うんです。やはり条例でうたわれているんです。法律もしくは条例、または行政に関しての優れた識見を有する者のうちから村長が委嘱するということでありまして、そこは顧問弁護士であるとか、弁護士関係者を1人宛てがわないと、今後あらゆる案件が出てきた場合、大学教授が法律に詳しい方であれば、それにこしたことはないんですけど、やはり本村には顧問弁護士もついているわけですから、その辺は考慮すべきではないのかなということとですね。庁舎内からも宛てがうということでありまして、そこは職員の研修と言いますか、そういうことも今後組み入れていかないと、意見書が審査長に行くまでには、これは判断が大きくこれは左右されるという危惧は持たれるわけですから、その辺は条例でうたわれている以上は法律専門家、そしてまた職員、課長会からだという私の予測でありますけれども、その辺は研修等々も今後組み入れていく必要性はあるのではないかなと思っておりますが、その点答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑に対してご説明いたします。

2点のご質疑であったかと思いますが、1点目の委員の構成のあり方、弁護士、法律の専門家、その辺もというご提案ですけども、弁護士のスケジュールとか、いろいろございますでしょうし、今後、委員会が開かれた中でアドバイザー的に出席していただくか等々、もう少し議論をしていきたいと思えます。あと、もう1点目の研修については、おっしゃるとおり、その件に関しては職員研修というのは、こればかりではなくて、トータル的に行政の中では重要な課題だということで、村長初め、副村長からも指

示を受けておりますので、その点も考慮に入れながら研修も計画していきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第5. 「議案第12号 今帰仁村行政不服審査関係手数料条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第6. 「議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第7. 「議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第8. 「議案第15号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第15号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について。

第4条の中に「後期子どもにあつては、入院に係る医療費に限る」を、「後期子どもにあつては、入院に係る医療費と通院については歯科診療に係る医療費に限る」とあります。この後期子どもというのは、何年生から何年生、あるいは年齢何歳から何歳なのかをお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの6番議員の質疑について説明させていただきます。

後期子どもというのは、小学校入学、小学生から中学生までと理解してよろしいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 後期子どもについては入院に係る医療費と通院については今ないということでありませぬけれども。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質疑についてご説明いたします。

現在、今帰仁村では小学校、中学校の入院の分についても助成をしております。ただ、通院については、

これまで助成をしていなかった分ですけれども、今回は歯科に特化して通院についての診療分を助成するという拡充の提案でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時31分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時32分)

1 番與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 議案第15号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由には、後期子どもに係る医療費の助成を拡充し、子育て環境の充実を図るため、この議案を提出するということでもありますけれども、さっきもありましたけれども、後期子どもにあっては助成は何パーセントなのかな。10割なのかな。なぜ、歯科なのかな。今帰仁村は歯の悪い子供たちがいっぱいいるのかなという感じをするんですよね。やっぱり健康は歯からということもあって、これから始めたのかなと思って、歯科だけというのはなぜなのかな。別の診療にも幾らかの助成はあってもいいなと思っていますけれども、歯科だけに限ると書かれておりますので、歯の悪い子供たちがいっぱいいるのかなと感じますので答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの1番議員の質疑についてご説明いたします。

今回歯科に特化をしての助成の拡充という提案をさせていただいております。特に歯科について子供たちの歯の状況が悪いという観点からではなくて、今回今帰仁村は学力の面、それからスポーツの面でもかなり力を入れていくという方向性で事業を進めておりますが、子供たちの歯の大切さにつきましては、スポーツの面、学力の面でも基本となるべきところだということでございます。それから食育の面でも歯の大切さはうたわれておまして、保育所のほうでは歯科の健診に合わせてフッ素の塗布をしておりますが、その事業の一貫性を持たせるためにも小学生、中学生の歯の治療を受けやすい状況をつくって、勉学の面、それからスポーツの面、食育の面、それで心と体の健康を培っていくという大きな目的を持たせての拡充となっております。

○ 議長 東恩納寛政君 1 番與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 歯科は時間が多くかかるんですよね。自分もやっていますけれども。1カ月、2カ月では終わらなくて、1年もかかる子もいて、また、病院が今帰仁村で通院したものに補助するのか。名護云々も別の地域でも歯科診療を受けた方にも、この助成金は適用するのか。特に老人の予防注射は診療所ではできるけれども、名護市でやった場合は補助がないのがありますので、別の地域でも病院にかかった場合も適用なのか。答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質疑について説明いたします。

ただいま、この助成につきましては保険適用外の一部負担をしているかと思えます。医療についてはですね。その分の一部負担金全額をこちらで助成をします。特に子供たちに対する診療にかかる負担はないとしております。それから医療機関ですが、特に村内というふうに限っているわけではなく、全ての医療

機関ということで理解していただければと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 議案第15号について質疑をいたします。

なぜ、歯科診療が助成の対象になるかというのは、同僚議員のほうに対しての説明で理解できました。この助成の対象として診療とありますが、これ歯の掃除やフッ素塗布とか、定期的に3カ月ないし、半年に1回ほど歯医者の方で点検等をやっている子供もいらっしゃると思います。これも適用になるのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの3番議員の質疑についてご説明いたします。

保険の適用ないものとしての理解をしていただきたいと思います。保険適用外の治療については自己負担分を持つという助成の方法はございません。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時37分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午後1時30分)

日程第9. 「議案第16号 今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第16号 今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定についてを質疑いたします。

この条例の基金導入についてでありますけれども、これはたしか2月の下旬、ある保護者から切実なる要望を受けまして、その要望をもって教育長に面談を申し入れたところ、基金創設を提案申し上げ、早速、条例の制定に至ったことは高く、高く評価をしたいというふうに思っております。そこで、この貸付制度でありますけれども、限りある財源で、大変厳しい本村の情勢から踏まえて、もうあらましができていると思います。例えば保護者の要件でありますとか、保証人の要件、貸し付け期間ですね。返済の方法等々、そしてまた貸付金の上限ですね。そのあらましが当然できていることだと思いますので、その説明を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 10番、久田議員の質疑に対して説明をいたします。

対象は保護者を対象としております。推薦入試、それから一般入試等を含めまして、合格発表から入学金、前期の納入に対して非常に10日から2週間以内という短い期間で振り込みをしないといけない状況になっていますので、もちろん全額とはいかないと思うんですが、上限は30万円を上限として30万円以下ということで貸し付けを行っていくというふうに想定をしております。それから保護者の要件なんですが、村内に引き続き、2年以上在住しているということです。それから大学、短大、専修学校に入学すること

が確実である者の保護者であること。それから村税を完納している者、または非課税対象者で返還能力がある者、それから保証人が1人以上ということが保護者の要件となっております。それから基金創設の総枠は、初年度600万円を予定していて、大体20名程度を想定しております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時34分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時35分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの説明に答弁漏れがございましたので、返済につきましては6カ月間の猶予をもって、6カ月後から2年半で返還することを想定しています。月々1万円ほどで2カ年半で完済できるものという想定をしています。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 教育長の答弁でおおむね理解はできました。この制度の導入により、ほんとに保護者の費用負担、そしてまた言うまでもなく精神的な負担ですね。例えば合否が出てから入学金の納入までには、ほとんど月日がないんですよ。そういう教育を平等に受けるという観点から、そして格差をなくすという考えからも、この導入は恐らく県内でもそんなに、本土のほうではお見受けしたことがあるんですけども、県内ではなかなかない制度の導入で、大変喜んでいるところでもありますけれども。この受け付け期間ですね、例えば平成28年4月1日の施行になると思うんですけども、一次募集、二次募集、例えば合否に関係なく、とりあえず受け付けはしておいて、合否が出てからさらに詰めていくという方法、この受け付け期間を一次募集、あるいは二次募集で推薦、そしてまた一般入試といろいろあろうかと思いますが、この辺まで今回煮詰めておられるのか、素案でですね、あらましで。その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 現在その辺を詰めているところなんですけど、4月から7月、8月程度で周知を図りまして、8月ごろから、あくまで予定ということで受験生の保護者に対して予定ということで受け付けを行います。その中で想定している20名を超えた場合には、審査委員会で家庭の状況等、経済的なことも含めまして審査をしていくと。今、入試制度もAO入試、推薦入試等ありますので、非常に早い時期に合格が出てまいります。各大学もその制度の確保のために早い段階で入学準備金の支払いを求めてきますので、8月ごろを想定して募集をかけていこうということで今考えています。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 教育長の答弁では8月をめどに募集をかけたいという答弁ですが、これはある本土の例なんですけれども、一次募集は10月を予定しています。二次募集においては年が明けまして1月ごろの予定、恐らく一般入試を控えていると思うんですね。その辺を参考にしっかりと整備充実を図っていただきたいなという点もありますし、そこで今回、私のほうに要望があった保護者はですね、母子家庭の方だったんです。例えば母子・寡婦貸付金制度いろいろ周知、どういった媒体を使って、今後周知していったら、せつかく基金を設けてあるわけですから、あらゆる人に周知を徹底して母子、父子、弱者にしっかり目を向けていくような制度であってほしいなというの、ひとつ考えがありますので、その辺のどういった媒体、全ての人に行き渡るような、この周知の方法も非常に大事かと思っておりますので、生きた基金で

あってほしいなというふうに思いますし、やっぱり教育環境の充実は人をつくるし、その人が活躍して、本村に帰って来てという、そういうゆいまーるの精神がここでしっかり生かされるような制度であってほしいなという思いもありますので、その辺ですね、今後やっていけるような思いがあるのか。ちょっとまた脱線するかもしれませんが、母子・父子・寡婦貸付金制度等もあれば併用して、そういうおのおの場で周知できるような制度であってほしいなと。また、その辺どう思っているのか、答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時40分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時40分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

母子・父子等についても必要な課題がたくさんありますので、その辺の周知を具体的にやっていくんですが、社協等にもそういう貸付制度があるようです。周知としましては、もちろん村のホームページ、広報等でも周知をしていくんですが、就学援助制度の中でも具体的に、そういう家庭については周知を図っていきたいと思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの10番久田浩也議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 教育長の答弁で心強く思った次第であります。やはり北山学園プロジェクトの構想の一つの柱にもなり得るかなというふうに思っています。それで今、子どもの貧困をなくそうということで、県においても30億円の予算の計上もありました。貧困の連鎖を断ち切るためにも、子供たちの将来にわたって、これはもう最重要課題であるということと。この制度のさらなる充実、拡充によって、切れ目のない支援であってほしいなということを申し添えて、私の質疑は終わりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 今回提案いたしました入学準備金貸付制度につきましては、これまでにない取り組みですので、少しでも保護者の子育ての支援になるようなことと考えております。今後とも北山学園プロジェクトのゼロ歳から18歳までの切れ目のない支援ということを心がけながら頑張っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第16号 今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について質疑いたします。

提案理由に、大学等に進学を希望する学生等の保護者で経済的理由により入学に要する費用の支弁が困難な者に対して、入学準備金の貸し付けを行う必要があるため、この議案を提出します。ということがありますけれども、1点目、これ大学等と書かれていますけれども、大学だけなのか、専門学校もいろいろあるんですよね。進学については、これは北山の卒業式にも、ほぼ進学云々でいろいろありました。この大学等という等がはっきりしていませんので答弁を求めます。そして、さっきも同僚議員からもありましたけれども、基金の金額ですね。幾らあるのか、何億円あるのか、何千万円あるのか、トータル的に。20名が云々とありましたけれども、入学準備金は学校によっても変わると思うんです。この入学金、学校に

よっての金額で手配をするのか。一律に幾らとやるのか。それとさっきもありましたけれども、教育の格差解消ですね、家庭的に恵まれない家庭から優れた子供が出た場合、極端に言えば、税金の未納等があった、ひっかかる可能性もあるんですよね。さっきも母子・父子もありましたけれども、そういう方々がほんとは必要な家庭だと私は思っています。ほんとに教育の格差をなくすためには、この審査をどう立派にやっていくかだと思います。これは長年我々が待ち望んでいた条例だと思っています。我々の時分もそれがあれば苦労しませんでした。特に今さき社協云々もあったし、社協も私は借りました。社協は1家に1回しか借りられないんです。2回、3回はできないんです。それを兄弟2人いたら、2回とかできなくて、特に兄弟2人でひとつ違っていた場合、上の子の授業料を払うのにいっぱい、次の子の入学金を準備するのに大変苦労をする家庭もございます。私もそうでしたので。ぜひ家庭の事情も考慮した選定も必要だと思っています。ただ、税金云々を滞納したからできないといえば、ほんとに必要な家庭の事情も選択肢の中に入れるべきだと思います。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの1番與儀議員のご質疑に対してお答えいたします。

まず、1点目の大学等ということなのですが、大学だけではなくて、大学、短期大学、専修学校、全て含まれます。それから基金の額なのですが、今年度予算で盛り込んでいます予算は600万円でございます。将来的に年次的に積み上げていきまして、2,000万円の予定をしているところです。それから金額については、大学等によっても入学金等の額は違いますが、より多くの方々にその制度が機能していけるように30万円以下という値段設定にしております。大学にとってはもっと必要な部分があるかと思いますが、少しでも支援になればということで、30万円以下で20名程度想定をしております。それから税金の滞納等については、基金ですので、基金を回していかないといけませんので、返済をしないとイケないということ考えていますので、返済できるということで、この基金をうまく活用できたらというふうに思っています。それで要綱の中に返済期限の猶予とか、返還の免除とかも組み込んでいるのですが、例えば保護者が亡くなったりとか、災害等で急に返済できないという場合については、返還の猶予とかということも制度として盛り込んでいく予定でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 今大事なものが出ました。保護者が亡くなった場合は返還云々もなくなるという話ですけれども、お家も本人が亡くなった場合は住宅基金を借りても返還しなくていいという制度もありましたので、そういう制度もつくってもらいたいと思っています。せっかくいい条例ができましたので、毎年応援基金は来ると思いますので、毎年毎年多くして、多くの子供たちが教育に格差がないようにサポートできたらいいなと思っていますので、ぜひお願いしたいと思っています。また、これにプラスしてできましたら、授業料云々で借りている育英資金もふやすように努力できたらなと思っています。我々今帰仁村は財政が厳しいから、地域と比べて子供たちの貸与する基金が少なく、ほんとに父母が苦労して子供を育てている状況であります。私もそうでしたので。ぜひ、こういう制度ができたことに対しての報告ができて、ほんとに子供たちが勉学に頑張ってもらいたいです。今帰仁村で生まれてよかったなという、地域づくりができたなと思って、再度答弁を求めて終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

この貸付制度の対象者は保護者ですので、保護者が亡くなった場合には返還の免除ができるようになっております。次年度から始める予定ですので、様子を見ながら、貸し付けの人数をふやすということについては、状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第16号について質疑いたします。

昨年9月にそういった制度がつかれないかということで質問をして、早速そういう制度ができたことに対しまして、すごい評価をいたします。先ほども答弁があったんですが、30万円というのはちょっと足りないんですね。今後ぜひ増額して、ほんとに地域全体で子ども・子育てをして、進学率を上げて、日本一の教育立村に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時52分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時53分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 これは貸し付けということで、先ほども1番議員から質疑があったと思うんですが、給付制度に移行するようなお考えがないのか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 9番山城議員の質疑についてご説明申し上げます。

確かに30万円という金額では、その準備金には足りないかと思いますが、より多くの方々にこの制度を活用していただきたいということで、上限を設けさせていただいています。それから給付についての方向性ということなんですが、現在のところ今帰仁村の財政事情としましては、返済を求めない給付という形は少し厳しい状況でございますので、先ほど午前中の条例の中で、ふるさと納税についての1番目の項目がありましたので、その状況を見ながら将来的にはどうなるかわかりませんが、検討はしていきたいと思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 ただいまの説明である程度は理解しましたので、今後ともこの制度が拡充するよう期待するとともに、改めて一般質問のほうで新しい制度等の質問をいたしますので、その辺のお互いの協力体制を構築していきたいと思います。以上で、質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 確認ですけど、この制度は、これから受け付けをするということでしたけど、今年、合格、入学する方々は対象にならないのかどうか。それについてお伺いしたいと思います。それと30万円ということでもありますけれども、いろいろ保護者とかに聞くと、これでは足りないなということでもありますけれども、将来的には2,000万円まで積み上げていくという予定だそうなんですけれども、これを引き上げていくお考えが今の段階であるのかどうかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ **教育長 新城 敦君** 6番吉田議員の質疑に対してご説明申し上げます。

今年の対象者につきましては、もう既に3月も半ばですので、平成28年度からの貸与を予定しております。それから増額等についても、まだこの制度が始まっておりませんので、今のところその予定はございません。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** これが増額になっていけば、もっと子育てがしやすいということ、また進学も進むと思います。最近、家族からお伺いした中では大学に進学を4年制にやろうということであったんですけども、入学のお金、それから毎月の授業料等、厳しいということで取りやめて、短期間で、また少ない金額でできる専修学校に進路を変えたという方もいました。そういうことで今回は間に合わないわけですけれども、今回、県内でも初めてこのようなすばらしい制度を実施することについては高く評価したいと思います。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **議長 東恩納寛政君** 「質疑なし」と認めます。

日程第10. 「議案第17号 今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** 議案第17号 今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について質疑いたします。

提案理由、子ども・子育て支援施策の総合的、計画的な推進に必要な事項、施策の実施状況等を調査審議する機関として条例で定める今帰仁村子ども・子育て会議を設置する必要があるため、この議案を提出します。とありますけれども、次のページ、第3条、子育て会議は、次に掲げる事項につき村長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。ということで、1、2、3、4と項目があって、1番、2番ですね。特定教育・保育施設とあって、次の2項の特定地域型保育事業とあります。この特定というのはどういったことなのか。それと次の利用定員(1)、(2)にも事業の利用定員設定に関することと書かれています。この2点、答弁を求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **幼保連携推進室長 宮里 晃君** ただいまの1番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

特定教育保育施設とはということでございますが、特定教育保育施設につきましては、県の認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育園施設であります。また、特定地域型保育事業と申しますのは、小規模保育、または事業所内保育、家庭保育事業等にかかわらず、少人数の受け皿としている事業施設のことであります。この利用定員の設定につきましては各市町村の保育教育、幼児教育の受け皿の定員を子ども・子育て会議の中で協議をして決めることになっております。そのため各施設の定員について過剰にならないよう、または不足がないようなところも含めまして協議をして設定するということで、その内容となっております。

○ **議長 東恩納寛政君** 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 大体理解できました。この協議の内容については行政を含めて、15名以内のメンバーで協議して進めるということになっています。この施設については、今年から乙羽園の施設も入っておりますか。向こうは特定地域型に属するののか。答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

ただいまご質疑のありました乙羽園の事業所内保育につきましては、おっしゃるとおり特定地域型保育の19人以下の保育施設ということになります。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 さっきの答弁で大体わかったけれども、乙羽園の施設は従業員を目的なのか、別の一般も一緒にできるのかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑についてお答えします。

乙羽園に設置される事業所内保育につきましては、基本的には従業員枠の保育の受け皿を確保しておりますが、その認可は市町村で行うことになっています。その際ですね、認可を行う条件としまして、19人規模でありましたら、地域枠を5名確保することになっております。ただし、5名以上ということになりますので、今回、今帰仁村については5名以上の地域枠の確保という形で認可をする予定でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第11. 「議案第18号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第18号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由として、今帰仁村附属機関として、今帰仁村子ども・子育て会議及び今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会を設置する必要があるため、この議案を提出しますということでありまして、次のページに附属機関として、今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会ということでもありますけれども、この委員の人数ですね。それからどういう方々が入る予定なのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの6番吉田議員の質疑についてお答えします。

まず、今帰仁村子ども・子育て会議の委員につきましては、今帰仁村子ども・子育て会議条例にも記載されておりますが、子ども・子育て支援に関する学識経験者、また子供の保護者、そして子供の福祉、保育、養育に関する事業に携わっている方などですね。15人の委員で組織されます。あわせて今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会につきましては学識経験者、また保育所に入所している保護者、子ども・子育て委員、行政関係者を含めて、8名程度の委員を予定しております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 8名程度ということでありましてけれども、これの委員会を開く予定ですね。新年度早々にやるのか、あるいはその後、2、3カ月おいてやるのか。その予定のところによろしいですので、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑についてお答えします。

保育所民営化移管法人選定につきましては、民営化にかかわる事業所の選定という形になります。これにつきましては新年度の条例施行という形になりますので、新年度早々ですね、会議を開いて早いうちに4月中に事業所の選定公募の募集までかけたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時08分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時09分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第12. 「議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第13. 「議案第20号 土地の取得について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第20号 土地の取得について質疑いたします。

次のページです。土地の表示云々ですね。今泊アタイ原と呉我山の三謝原、これはシイナグスクですけども、面積は三謝原がずっと大きいです。これの坪単価はみんな一緒なのかな。今泊の単価と、三謝原の単価ですね。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの1番與儀議員の質疑について説明いたします。

単価等につきましては鑑定評価というのがありまして、それぞれ違うということでお聞きしております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時12分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時14分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第14. 「議案第21号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の

変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 議案第21号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について質疑をいたします。

下の第3条に次の1号を加える。ところですね。各市町村載っていますけれども、1つだけ国頭村がないのはなぜなのかなと、私は思って質疑をいたしました。みんなあるけど、国頭村がないんですよね。抜けたのかな。1つないものだから何でかなと思って、今質疑をしています。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの1番與儀議員の質疑について説明いたします。

国頭村がないのは、国頭村については沖縄県と調整して、県の事業で平成28年度以降、取り組んでいきたいというような報告を受けています。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 今の説明では国頭村は来年から、次から入るという形ですか。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について説明いたします。

来年から入るという話ではなくて、国頭村は平成28年度から、今言う北部広域ネットワーク事業ではなくて、単独で沖縄県の事業でやるということで調整をしているというふうに広域から報告を受けています。広域からは外れないけれども、広域ネットワーク事業ではなく県の事業で取り組んでいくということでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時17分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時18分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第15. 「議案第22号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会にすることに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会時刻 午後 2 時19分)